

# 仕 様 書

第一管区海上保安本部

- 1 件 名 小樽地区一般定期健康診断等（単価契約）
- 2 目 的 職員に対し、海上保安庁健康安全管理規則第14条等に定められた一般定期健康診断等を受診させ、健康安全の保持に努めることを目的とする。
- 3 履 行 期 限 契約の日から令和8年2月27日まで
- 4 実 施 場 所 受注者指定場所
- 5 検査項目及び受診予定者数  
別紙のとおり
- 6 診断結果の報告 健康診断票に診断結果を記載し、診断医師名等を記入のうえ、提出すること。ただし、病院所定の様式等を使用しても差し支えない。
- 7 そ の 他
  - (1) 本健康診断により知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
  - (2) 本健康診断に必要な機材等は、特に指示するものを除き、全て受注者負担で用意すること。
  - (3) 受診予定者数は、本健康診断の履行完了までに人事異動等の事由により、増減を生じる場合があるので異議を申し立てないこと。
  - (4) 緊急業務が発生した場合、予定していた健康診断を中止し、又は受診中の健康診断を中断することがあるので了承すること。この場合、別な日に受診できるよう、担当職員と調整を行うものとする。
  - (5) 本健康診断は、検査職員の合格判定をもって履行完了とする。
  - (6) 受注者は、履行完了後、四半期ごとに代金をとりまとめ請求するものとし、当本部が適法な請求書を受領後30日以内に支払うものとする。
  - (7) 本仕様書に定める事項について、履行期間中に疑義が生じたときは、担当職員と協議のうえその指示に従うこと。
  - (8) 再委託承諾申請書の提出  
受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託申請承諾書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。
  - (9) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
  - (10) 本仕様書の条件に定めがない事項は、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」に準拠するものとする。

検査項目	検査内容	陸員	船員	受診予定者合計	対象者
一般検査	問診(既往歴、業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無)	95	55	150	全職員
	身長、体重、腹囲、視力、聴力、BMI				
	血圧、尿検査(糖・蛋白)				
呼吸器系の検査	胸部X線(直接撮影)	95	55	150	全職員
循環器系及び肝機能の検査	心電図検査	42	21	63	35歳及び40歳以上
	LDLコレステロール、HDLコレステロール				
	中性脂肪検査				
	貧血検査				
	血糖検査				
	GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP				
消化器系の検査	胃内視鏡検査	12	8	20	50歳以上(偶数年)
	胃部X線検査	1	0	1	50歳以上(偶数年)
	便潜血反応検査	36	25	61	40歳以上
肝炎検査	C型肝炎抗体検査	10		10	40,45,50,55歳
著しい騒音等を発する場所における検査 (2回目受診者) ※一般健診の6か月後に実施	問診(業務歴、自覚症状の有無) 聴力検査(オーディオメーターによる検査)	22	10	32	司令センター・AIS職員 船艇乗組員(機関科)PS以下 巡視船通信科乗組員 航空基地飛行科、整備科、通信科
深夜作業を必要とする業務の検査 (2回目受診者) ※一般健診の6か月後に実施	問診(頭痛、胃腸障害等) 血圧、尿検査(糖・蛋白)	22	55	77	司令センター・AIS職員 PS以上の深夜航海 当直に入る職員
調理のため食品を取扱う業務の検査	問診(下痢、腹痛、発熱、頭痛、神経痛)洗剤による皮膚の炎症) 腰部の機能検査	/	18	18	主計科職員
高速巡視船艇乗組業務の検査	問診(腰痛、椎間板ヘルニア、下肢痛、下肢のしびれ、めまい、頭痛) 握力 腰部X線	/	56	56	高速巡視船艇に乗り組む職員
高速巡視船艇乗組業務の検査(X線なし) (2回目受診者)	問診(腰痛、椎間板ヘルニア、下肢痛、下肢のしびれ、めまい、頭痛) 握力	/	56	56	

※「著しい騒音等を発する場所における検査」及び「深夜作業を必要とする業務の検査」は6ヶ月に1回(年2回)行う検査であるが、一般健診・人間ドックの検査に含まれているため同検査の受診をもって1回目の検査実施とする。